報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和３年３月24日
四国行政評価支局

子の看護などやむを得ない理由で公共職業訓練を欠席した場合の手当受給に必要とされる証明書類の統一化

－四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省四国行政評価支局では、「子の看護のため公共職業訓練を欠席する際、訓練施設から、数千円かかる「看護証明書」の提出がないと、基本手当（1日当たり4千円）は支給されないと言われた。負担が大きいので、無料の「領収書」などの提出で認めてほしい。」との行政相談を受けました。

そこで、「まず実態を把握する必要がある」との四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、四国4県の4労働局、8公共職業安定所及び19訓練施設を対象として、親族の看護のため、やむを得ない理由で公共職業訓練を欠席する際、基本手当の受給に必要として訓練施設が受講者に提出を求める証明書類の取扱いについて、全国で初めて調査しました。

調査の結果、「欠席2日目までは提出不要、3日目から6日目までは領収書等の提出、7日目からは有料の診断書の提出が必要」とする訓練施設から、「欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書の提出が必要」とする訓練施設まで、証明書類の取扱いに著しい差が認められました。

同会議の「証明書類の取扱いについて、労働局、公共職業安定所及び訓練施設ごとに差を設ける合理的な理由は見いだし難く、原則として受講者に過度な負担を求めない形での統一的な取扱いとするべきではないか。」との意見を踏まえ、四国4県の各労働局に対し、労働局間で協議を行うとともに、厚生労働省本省に上申し、受講者に過度な負担を求めない形での証明書類の取扱いの統一化を図ることなどの措置を講ずるよう、あっせんしました。

※　四国地域行政苦情救済推進会議とは、国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議です。

＜構成員＞（敬称略・座長以外50音順）
座長　三野　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　浅川 克巳（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間 道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員）
委員　久保 正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

【連絡先】
＜本件事案について＞
総務省四国行政評価支局第4評価監視官室
担当：高橋慎治、藤澤裕之、長谷川久晃
電話：087-826-0684　FAX：087-826-0685
E-mail：skk14@soumu.go.jp

別　紙

子の看護などやむを得ない理由で公共職業訓練を欠席した場合の手当受給に必要とされる証明書類の取扱いの統一化

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん＞

行政相談要旨

失業中の私が子の看護のため公共職業訓練を欠席する際、訓練施設から、数千円かかる病院が発行する「看護証明書」の提出がないと、基本手当は支給されないと言われた。
1日の基本手当自体が 4 千円であり負担が大きいので、無料の「領収書」などの提出で認めてほしい。

「労働局、公共職業安定所や訓練施設により異なる取扱いをしているのではないか、まず実態を把握する必要がある。」との四国地域行政苦情救済推進会議(※1)の意見を踏まえて調査

（※1）　国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議

調査対象：四国 4 県の 4 労働局、8 安定所、19 訓練施設

ポイント

親族の看護のため公共職業訓練を欠席する際、基本手当(※2)の受給に必要として訓練施設が受講者に提出を求める証明書類の取扱いについて調査

（※2）雇用保険受給資格者である求職者の生活の安定のために支給される手当。1 日当たり 2～8 千円程度

＜調査結果＞

- **徳島労働局・管内安定所には統一的な取扱方針がなく、訓練施設に一任**
- **香川労働局には統一的な取扱方針がなく、安定所が従前からの取扱いを訓練施設に口頭指示**
- **高知労働局及び愛媛労働局には統一的な取扱方針があるが、労働局間で差**
  また、両労働局管内の安定所や訓練施設の中には労働局の取扱方針と異なる取扱い

このため

「2 日目までは提出不要、3 日目から 6 日目までは領収書等の提出、7 日目からは有料の診断書の提出が必要」とする訓練施設から、
「欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書の提出が必要」とする訓練施設まで、

証明書類の要・不要や有料・無料の証明書類の取扱いに著しい差が認められた。

〔参考〕求職者支援訓練(※3)を欠席した場合の証明書類の取扱いは全国で統一

（※3）　主に雇用保険受給資格者でない求職者を対象。安定所長の指示による無料の求職者支援訓練を受講し、早期の就職を目指す制度

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見＞

証明書類の取扱いについて、労働局、公共職業安定所及び訓練施設ごとに差を設ける合理的な理由は見いだし難い。個別判断が必要な場合の一定の裁量の余地は認めるものの、原則として受講者に過度な負担を求めない形での統一的な取扱いとするべきではないか。

＜あっせん＞

①　労働局間で協議を行うとともに、厚生労働省本省に上申し、受講者に過度な負担を求めない形での証明書類の取扱いの統一化を図ること。
②　証明書類の取扱いの統一後、訓練施設に対し取扱いの徹底を図ること。

〔調査対象〕

徳島労働局、徳島公共職業安定所(管内 3 訓練施設)、美馬公共職業安定所(管内 3 訓練施設)
香川労働局、高松公共職業安定所(管内 3 訓練施設)、丸亀公共職業安定所(管内 1 訓練施設)
愛媛労働局、松山公共職業安定所(管内 3 訓練施設)、今治公共職業安定所(管内 2 訓練施設)
高知労働局、高知公共職業安定所(管内 3 訓練施設)、四万十公共職業安定所(管内 1 訓練施設)

〔選定方法〕

4 労働局：四国内の全て
8 公共職業安定所：四国内の全 29 公共職業安定所中、平成 29・30 年度の公共職業訓練受講手当の受給者実人員が各労働局管内で上位の 2 公共職業安定所
19 訓練施設：8 公共職業安定所管内の 79 訓練施設中、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発促進センターの全て、職業能力開発校及び当該職業能力開発校が委託した民間の専門学校等

〔制度の概要〕

ア　公共職業訓練の受講者に対する手当支給

厚生労働省は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づき、失業者のうち公共職業安定所長が公共職業訓練(注)を指示した者に対し、生活の安定及び就職の促進を図るため、基本手当及び技能習得手当（受講手当及び通所手当）を支給している。

（注）　「公共職業訓練」とは、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練のほか、① 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練、② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 13 条の適応訓練、③ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 25 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練を言う。

イ　公共職業訓練を欠席した場合の手当支給

厚生労働省は、公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給について、「雇用保険に関する業務取扱要領（一般被保険者の求職者給付)」（厚生労働省職業安定局雇用保険課。令和 3 年 2 月 1 日以降適用。以下「業務取扱要領」という。）に定める「社会通念上やむを得ない理由」(以下「やむを得ない理由」という。)により訓練を欠席した場合には、雇用保険受給資格者である求職者の生活の安定のために支給される基本手当を支給することとしている。

業務取扱要領に定めるやむを得ない理由は、①受講者本人の疾病又は負傷の場合、②親族の傷病について看護を必要とする場合などとされている（参考資料参照)。

また、基本手当の日額は、離職時の年齢や賃金日額等により、2,059 円から 8,370 円までとなっている（雇用保険法第 16 条～第 18 条。令和 2 年 8 月 1 日以降適用)。

ウ　やむを得ない理由で公共職業訓練を欠席したか否かの事実の確認方法

業務取扱要領において、訓練施設の長に対しての公共職業訓練の欠席理由に関する証明書類の提出指示等、真偽の確認の取扱いに係る特段の定めはない。

Ⅰ　調査結果

1　訓練施設が受講生に提出を求める証明書類の労働局・公共職業安定所における取扱方針及び訓練施設での運用状況

公共職業訓練の受講者が、親族の看護のため訓練を欠席する際、基本手当の受給に必要として訓練施設が受講者に提出を求める証明書類の取扱方針と実際の取扱いについて調査した。

その結果、労働局・公共職業安定所（以下「安定所」という。）の取扱方針の有無、労働局間での取扱方針の違い、安定所・訓練施設の労働局と異なる独自判断による取扱いのため、「2 日目までは証明書類の提出不要、3 日目から 6 日目までは医療機関の領収書などの提出、7 日目からは有料の診断書の提出が必要」とする訓練施設から、「欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書の提出が必要」とする訓練施設まで、証明書類の要・不要や有料・無料の証明書類の取扱いに著しい差が認められた。

(1)　統一的な取扱方針がない労働局（徳島労働局、香川労働局）

両労働局では、労働局として管内の安定所に対し統一的な取扱方針を示しておらず、管内安定所からの疑義照会に対し個別に対応しているとしている。

ア　徳島労働局管内の徳島・美馬安定所での取扱方針

両安定所では、管内の訓練施設に対し統一的な取扱方針を示しておらず、各訓練施設の取扱いに任せ、各訓練施設からの疑義照会に対し個別に対応しているとしている。

○　徳島・美馬安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした両安定所管内の訓練施設では、両安定所から管内の訓練施設に対し統一的な取扱方針を示されていないことから、両安定所管内の訓練施設によって取扱いに差があった。

ⅰ）証明書類の要・不要

a 訓練施設：2 日目までは証明書類の提出不要

b 訓練施設：欠席期間にかかわらず、証明書類を提出

ⅱ）有料の証明書類の取扱い

a 訓練施設：6 日目からは有料の診断書を提出（3 日目から 5 日目までは、無料の医療機関の領収書などを提出）

c 訓練施設：欠席期間にかかわらず、無料の医療機関の領収書や薬袋、市販薬のレシートなどを提出

ⅲ）無料の証明書類の取扱い

c 訓練施設：市販薬のレシートを認める。

b 訓練施設：市販薬のレシートを認めない。

イ　香川労働局管内の高松・丸亀安定所での取扱方針

両安定所では、管内の訓練施設に対し明文での統一的な取扱方針を示していないが、従前からの取扱いとして、欠席期間にかかわらず、無料の証明書類（医療機関の領収書、処方箋、薬の明細書、お薬手帳など）の提出を求めることとし、口頭で指示しているとしている。

○　高松・丸亀安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした両安定所管内の訓練施設では、両安定所の口頭指示に従った取扱い（欠席期間にかかわらず、医療機関の領収書などを提出）となっていた。

⑵　統一的な取扱方針があるとしている労働局（高知労働局、愛媛労働局）

両労働局では、それぞれ統一的な取扱方針があるとしているものの、その内容は異なり、更に管内の安定所や訓練施設の中には、両労働局の取扱方針と異なる独自判断による取扱いとしているものがあった。

ア　高知労働局の取扱方針及び高知・四万十安定所の取扱方針

高知労働局では、管内の安定所・訓練施設間での取扱いに差が生じないよう、平成 24 年 3 月以降、管内の安定所及び安定所を通じて管内の訓練施設に対し、「訓練シート」を配布し、証明書類の取扱いの統一を図っているとしている。

「訓練シート」（高知労働局作成）における取扱方針（関係部分を当局で要約）

親族の看病による欠席の場合の添付書類

2 日以内：添付書類は必要なし
※2 日以内の欠席であっても、欠席状況により添付書類の提出をお願いする場合がある。
3～6 日：病院や薬局のレシート等
7 日以上：診断書を提出
15 日以上：ハローワークで相談を

高知労働局管内の高知安定所では、平成 26 年に自ら作成した「職業訓練関係事務処理マニュアル」の中で取扱方針を示しており、高知労働局の取扱方針におおむね従ったものとなっている。

「職業訓練関係事務処理マニュアル」（高知安定所作成）における取扱方針

（関係部分を当局で要約）

親族の傷病について本人の看護が必要な場合（具体的な事例）

2 日以内：症状・続柄を聴取、確認し判定
証明書がなくても確認（心証）できれば認めるが、2 日以内が反復継続する等、疑義のある場合は証明書の提出を求める
3～6 日：事実確認ができるもの（証明書）により判定
（病院の領収書、調剤薬局の領収書・薬袋、薬局の領収書・レシート等）
7～14 日：傷病期間の確認、及びいつから看護の必要がなくなったか確認できるもの（証明書）により判定（病院の診断書など）
15 日以上：全期間について認定（給付）できない。

一方、高知労働局管内の四万十安定所では、高知労働局が「訓練シート」で示している取扱方針と異なり、高知労働局が管内の安定所に参考送付した「職業訓練関係事務処理マニュアル」（高知安定所作成）に記載されている、「原則として証拠となるべき書類（証明書）の提出が必要」とされている点を重視している。

このため、高知労働局管内の四万十安定所では、2 日目までの場合であっても無料の医療機関の領収書や薬袋などを、7 日目からは有料の診断書の提出を求める取扱方針としている。

○　高知安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした高知安定所管内の訓練施設では、高知安定所から管内の訓練施設に対し統一的な取扱方針を示されているものの、訓練施設の中には、社会常識として会社で病気休暇を取得する場合と同じく証明書類を求めた方がよいと判断したなどとして、高知安定所の取扱方針と異なる取扱いとしているものがあった。

ⅰ）証明書類の要・不要

d 訓練施設：高知安定所の取扱方針に従い、2 日目までは証明書類の提出不要
　2 日以内が反復継続するなど疑義のある場合は証明書類を提出

e 訓練施設：高知安定所の取扱方針と異なり、欠席期間にかかわらず、証明書類を提出

ⅱ）有料の証明書類の取扱い

d 訓練施設：高知安定所の取扱方針に従い、7 日目からは有料の診断書を提出

f 訓練施設：高知安定所の取扱方針と異なり、欠席期間にかかわらず、無料の医療機関の領収書や薬袋などを提出

ⅲ）無料の証明書類の取扱い

d 訓練施設：高知安定所の取扱方針に従い、市販薬のレシートを認める。

f 訓練施設:高知安定所の取扱方針と異なり、市販薬のレシートを認めない。

○　四万十安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした四万十安定所管内の訓練施設では、四万十安定所の取扱方針に従った取扱い（6 日目までは無料の医療機関の領収書など、7 日目からは有料の診断書を提出）となっていた。

イ　愛媛労働局の取扱方針及び今治・松山安定所の取扱方針

愛媛労働局では、管内の安定所・訓練施設間の取扱いに差が生じないよう、業務取扱要領に定める「失業の認定」の際に安定所へ出頭することができない場合の取扱いを準用し、欠席期間にかかわらず、有料の診断書又は看護証明書の提出を求める取扱方針としている。

「雇用保険に関する業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局雇用保険課）＜抜粋＞

51401―51450　5　証明書による失業の認定

51401(1) 概要

失業の認定は受給資格者に労働の意思と能力があって、しかも就職し得ないことの認定であるから、受給資格者自ら所定の認定日に出頭してこれを受けねばならないのであるが、やむを得ない理由により出頭できないときは、次の場合に限って証明書によって失業の認定を行うことができる。

イ　受給資格者が疾病又は負傷のため安定所へ出頭することができない場合（法第 15 条第 4 項第 1 号、則第 25 条）

受給資格者が疾病又は負傷のため安定所に出頭することができない場合であって、その期間が継続して 14 日以内のときにおいて、受給資格者が則第 25 条に規定する医師その他診療を担当した者（医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。）の証明書に受給資格者証を添えて疾病又は負傷の治ゆした後の最初の失業の認定日に出頭して

これを提出したときは、当該期間の失業の認定を行うことができる。
この証明書により認定し得べき期間は、証明書に記載された期間内に存在した認定日において認定すべき期間をも含めることができる。

(注) 下線は当局が付した。

愛媛労働局管内の今治安定所では、原則として、愛媛労働局と同様の取扱方針としているが、有料の診断書又は看護証明書の提出が難しい場合は柔軟に対応（医療機関の領収書等の提出）することも可としている。

一方、愛媛労働局管内の松山安定所では、愛媛労働局の取扱方針と異なり、受講者の負担を軽減するため、欠席期間にかかわらず、親族を看護することができる者が受講者だけである旨の申立書に、無料の医療機関の領収書や薬袋を添付させることで可とする取扱方針としている。

○　今治安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした今治安定所管内の訓練施設では、今治安定所の原則としての取扱方針に従った取扱い（欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書を提出）となっていた。

○　松山安定所管内の訓練施設での実際の取扱い

調査対象とした松山安定所管内の訓練施設では、松山安定所の取扱方針を知らされていないため、松山安定所の取扱方針と異なる取扱いとしているものがあった。

- **有料の証明書類の取扱い**

  g 訓練施設：松山安定所の取扱方針と異なり、欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書を提出

  h 訓練施設：松山安定所の取扱方針と異なり、欠席期間にかかわらず、無料の医療機関の領収書を提出

また、今回、「親族の看護が必要な場合」の証明書類の取扱いを中心に調査したが、「親族の看護が必要な場合」以外の「やむを得ない理由」とされている「受講者本人の疾病又は負傷の場合」でも同様に著しい差が認められた。

2　求職者支援訓練における証明書類の取扱い

ア　求職者支援訓練

公的職業訓練には、公共職業訓練のほか、求職者支援訓練（平成 23 年 10 月創設）があり、雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない求職者を対象者としている。

求職者支援訓練においても、安定所長の指示による無料の求職者支援訓練の受講中、一定の要件を満たす受講者に対して受講手当や通所手当が給付される。

給付は公共職業訓練と同様、雇用保険料を財源とし、給付に関する事務も同じく厚生労働省職業安定局が所管している。

イ　求職者支援訓練における証明書類の取扱い

求職者支援訓練では、やむを得ない理由で欠席した場合に受講者から提出を求める証明書類の取扱いを「求職者支援制度業務取扱要領」（厚生労働省）において示し全国的に統一している。

「求職者支援制度の実施について」（平成 23 年９月１日付け職発 0901 第４号、能発 0901 第５号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知）別添「求職者支援制度業務取扱要領」＜抜粋＞

へ　10041 ホの「やむを得ない理由」（欠席理由）とは、次に掲げる理由をいう。
(ｲ) 当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。
(略)
(ﾍ)　親族の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（略）。
(ﾄ)　親族の介護のため。
(ﾁ)　上記(ｲ)～(ﾙ)に準ずるものであって、社会通念上やむを得ないと認められる理由。なお、次の場合は、社会通念上やむを得ないと認められる。
a　（略）
b　親族の配偶者の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（(ﾍ)に準ずる。）。
（略）
ト　やむを得ない理由（欠席理由）に係る説明
（略）欠席理由については、安定所が支給申請時に証明書類による確認を行う必要があり、特定求職者の負担軽減を図りつつ、できる限りその事実を的確に証明するものとして、次の証明書類を必須の添付書類として求める。（略）
(ｲ)　上記へ(ｲ)（当該特定求職者本人の疾病又は傷病）に係る証明
次のうちいずれか一点
a　医師その他診療を担当した者（医師法に規定する医師、歯科医師法に規定する歯科医師及び柔道整復師に限られる。）又は担当医療機関関係者の証明書
b　医療機関又は調剤薬局の領収書（本人宛てのもの。領収書の日付は、当該疾病・負傷の治療に要する常識的な期間内で有効とする。また、連続して欠席した場合は、必ずしも欠席初日の日付でなくてもよい。）なお、調剤薬局の領収書については、処方箋に基づき調剤された薬の領収書に限る。また、領収書の内容と疾病・負傷の関係については、風邪による発熱との申告であるにもかかわらず領収書の内容が点眼薬である場合等、明らかに不審であると思われる場合のみ本人に事情を聴取する。
c　処方箋（写しで可。）
(ﾛ)　上記へ(ﾍ)（親族の看護）に係る証明
上記(ｲ)に準ずる。（略）また、子の看護については、当該子が学校等を欠席したことが証明できるものであればよい。
(ﾊ)　上記へ(ﾄ)（親族の介護）に係る証明
次のいずれかを求める。
a　次のうちいずれか一点
(a) 介護施設への送迎等をしたことの介護施設、担当者等の証明
(b) 家族の傷病に係る証明（上記(ｲ)に準ずる。ただし、就学している子の場合にあっては欠席が確認できるもの等。）
b　次の二点
(a)　家族が介護認定を受けていることの証明
(b)　受講者本人の申告

（注）下線は当局が付した。

3　訓練施設における証明書類の取扱いの統一化に関する意見

19 訓練施設に対し、やむを得ない理由で公共職業訓練を欠席した場合に提出を求める証明書類の取扱いを統一化することについて聴取したところ、①受講者間の負担の公平性を確保するなどの理由による「統一化の必要性あり」とする意見が 17 訓練施設、②これまで受講者からのクレームや問題が発生していないといった理由による特段の意見なしが 2 訓練施設であった。

訓練施設の主な意見

訓練施設	主な意見
徳島労働局管内の訓練施設	・　証明書類の取扱いは、受講者にとって不公平な運用にならないよう、四国４県の労働局、ハローワークが統一した方が良い。また、統一した結果については、速やかに周知してほしい。
香川労働局管内の訓練施設	・　転勤族の配偶者の受講者もいるため、各県で提出を求める証明書類の取扱いが異なると、受講者がなぜ異なるのかと疑問に思われるため、統一化した方が良い。
愛媛労働局管内の訓練施設	・　現在は、受講者がＳＮＳ等を利用し、他県の公共職業訓練で提出を求められる証明書類の情報を収集できるため、基本的で、よく発生する事例に係る証明書類の種類は、統一化した方が良い。
高知労働局管内の訓練施設	・　各県で提出を求める証明書類の種類をできる限り統一化することは必要と考えられるが、その際には、受講者に負担を強いる有料の証明書類を求めることなく、代替できる証明書類で統一した方が良い。

Ⅱ　四国地域行政苦情救済推進会議の意見

証明書類の取扱いについて、労働局、安定所及び訓練施設ごとに差を設ける合理的な理由は見いだし難い。

個別判断が必要な場合の一定の裁量の余地は認めるものの、公的職業訓練の一つである求職者支援訓練においては証明書類の取扱いを全国的に統一していることを踏まえると、原則として受講者に過度な負担を求めない形での統一的な取扱いとするべきではないか。

Ⅲ　あっせん

四国４県の労働局は、公共職業訓練の受講者間の負担の公平性を確保する観点から、訓練を欠席した場合に提出を求める証明書類の取扱いについて以下の措置を講ずる必要がある。

①　労働局間で協議を行うとともに、厚生労働省本省に上申し、受講者に過度な負担を求めない形での取扱いの統一を図ること。

②　証明書類の取扱いの統一後、訓練施設に対し取扱いの徹底を図ること。

＜四国地域行政苦情救済推進会議構成員＞

座長　三野　　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　浅川　克巳（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間　道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長 兼 論説委員）
委員　久保　正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田　行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）
（敬称略、座長以外 50 音順）

参考資料

「雇用保険に関する業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局雇用保険課）におけるやむを得ない理由＜抜粋＞

51401⑴概要

失業の認定は受給資格者に労働の意思と能力があって、しかも就職し得ないことの認定であるから、受給資格者自ら所定の認定日に出頭してこれを受けねばならないのであるが、やむを得ない理由により出頭できないときは、次の場合に限って証明書によって失業の認定を行うことができる。

（略）

ハ　受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合（法第 15 条第 4 項第 3 号、則第 27 条）（52701～52800 参照）

（略）

㈡　訓練生の 15 日以上の病気欠席、生計をともにする親族の看護のための 15 日以上の欠席、無断欠席等社会通念上やむを得ない理由以外の理由による欠席等労働の意思又は能力がないと認められる場合は、その日について失業の認定を行わない。この場合のやむを得ない理由については、52854 のホ㈧参照。

（略）

安定所長は、訓練施設の長が証明書を発行する際病気欠席等の事実について記載するよう指導する。（略）

52854⑷通所手当の支給額

（略）

ホ　（略）

㈧　（略）

「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。

ａ　当該受給資格者の疾病又は負傷（15 日未満の場合に限る。51401 ハ㈡参照。）

ｂ　同居・別居問わず、親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15 日未満の場合に限る。51401 ハ㈡参照。）

なお、親族の配偶者についてもこれに準じるものと取り扱う。

ｃ～ｋ　（略）

㈱　下線は当局が付した。